

Vol.89

令和4年5月23日

家庭局News



発行

最高裁事務総局家庭局

人事訴訟・家事事件手続のデジタル化



ウェブ会議

家事調停手続では、令和3年度に4庁でウェブ会議の運用が開始され、令和4年度には更に19庁での運用開始に向けて、検討・準備を進めています。

令和4年改正法により、将来的には、ウェブ会議で人事訴訟の口頭弁論等も実施可能になるほか、離婚・離縁の和解成立、調停成立もウェブ会議によりできるようになります（家庭局News Vol. 79も見てね♪）。



システム開発

令和4年4月、裁判所全体のデジタル化について更なる検討を推し進めていくため、デジタル推進室に「システム開発グループ」が設けられました。

家庭局からも一部の職員が常駐し、デジタル化後の家事事件手続に対応するシステムについて、検討を開始しています。



法制面の検討

法制については、以下のとおり検討が進められています。

(1) 令和3年12月 研究会報告書取りまとめ ※いずれもファミりんに掲載

- ①報告書(令和3年12月17日発出の局長書簡)
- ②概要資料(令和4年2月21日発出の局長書簡)

(2) 令和4年2月 法制審議会に諮問

(3) 令和4年4月 「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続(IT化関係)部会」における調査審議開始



IT化関係部会では

記録の電子化の範囲や、記録の閲覧等の規律に関する論点等について検討される見込みです。

電子提出等の新たな規律の導入を見据えながら、デジタル化後の家事事件手続の運用について検討を進める必要があります。



デジタル化によって



- 裁判手続はどうなるだろう
- 事務処理方法はどう変わるだろう
…といったことについて、
各庁でも議論してみてください！！